

令和7年1月29日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
情-I-007、 情-I-装-004	安否確認サービスの利用	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：令和7年4月1日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和7年3月3日（月）10：30
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
（4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項
11. そ の 他
（1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
（2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
（3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
（4）契約締結日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
（5）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年2月27日（木）までに、下記担当者必着分を有効とする。
（6）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
（7）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 （庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30～18:15（12:00～13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高原 電話 03-3268-3111 内線 20814

仕 様 書		
品名又は件名	作成年月日	令和 7 年 1 月 1 5 日
安否確認サービスの利用	作成部等	大臣官房文書課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省市ヶ谷地区において使用する安否確認サービス（以下、“本システム”という。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 本システムは、防衛省市ヶ谷地区の職員（約4,100名）及び職員家族（以下、“職員等”という。）の安否確認を迅速かつ容易に行うため、自動メール発信機能及び自動集計機能のついたものとする。
- b) 本システムは、一斉通報機能等により、組織上位者、指揮官等の所定のシステム管理者（以下、“システム管理者”という。）が機関等の現状（職員の安否の状況、出勤までにかかる時間、職員家族の状況等）を迅速かつ的確に把握できるものとする。また、職員が家族の安否状況を把握する手段も有するものとする。
- c) 震度 6 強以上の地震が発生した場合、システム管理者が本システムを起動及び操作しなくても、契約の相手方は、自動的あるいは契約の相手方の運用により、予め登録した職員等の携帯電話メールアドレス等に安否確認メールの一斉送信を行うものとする。
- d) 本システムは、安否確認メールの一斉送信を受けて、各職員が携帯電話メールの返信、Web上に職員自身の安否の報告を受けて、安否状況について一覧表を作成及び出力できるものとする。
- e) 職員数については、概ねの数値であり、運用設計段階で変更が可能であること。
- f) 職員が家族の安否確認ができる専用のWeb機能が設定可能であること。
- g) 職員一人につき、本人を含め家族で 5 名程度登録できることとし、最大20,500名が本システムを利用できること。
- h) 職員の家族に対しても、安否確認報告を求めるメールを送信し、その家族からの報告内容が集計表示され、システム管理者が把握することができる機能を有するものとする。詳細は、2.3 機能 f) その他の機能を参照。

2.2 使用期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

2.3 機能

機能は、次による。

a) 安否確認機能

安否確認機能は、次による。

- 1) 事前に指定した地域（都道府県単位）において、震度6強以上の地震が発生した場合に、契約の相手方から、各職員等に対し、安否確認メールの送信を行うものとする。
- 2) 安否確認メールは、事前に登録した各職員等のメールアドレスに対し、安否確認用Webサイト（契約の相手方が作成するものとする。）へリンクするメールを送信するものとする。
- 3) a) 1)以外で安否確認を発動したい場合、システム管理者が任意で各職員等に対する安否確認メールを発信することができるものとする。

b) 職員の返答機能

職員の返答機能は、次による。ただし、安否確認以外の返答項目は、Webページによる方法のみで構わない。

- 1) リンクされたWebページのメニューに従い選択する方法、メールを返信する方法に対応していること。
- 2) メール返信による方法に対応していること。
- 3) 電話の音声ガイダンスに従い数字を押す音声自動応答方式に対応していること。
- 4) 安否確認メールが受信されなくても、予め自主応答用のWebサイトへのアドレス（URL）が簡易な方法で、携帯電話等のブラウザに登録ができ、そのURLから本人のIDやパスワード等の個人認証のキーを入力することなく、安否確認応答が可能であること。
- 5) 地震が発生した場合の返答項目は、下記例示と同程度の内容が確認できること。
(例)地震災害の場合
 - ・本人無事、本人負傷
 - ・家族無事、家族負傷
 - ・参集可否
 - ・参集所要時間（○時間以内で参集、参集不可）
- 6) 携帯電話の場合、GPS機能を利用した、現在地情報（緯度・経度や住所情報）を任意で報告ができること。
- 7) スマートフォンが普及していることから、スマートフォン向けに特化した報告画面、集計画面を提供すること。
- 8) スマートフォン用のアプリケーションを用意することで、上記メールとは別途、安否確認の通知を行えること。また、アプリケーションによる家族間の連絡を行えること。

c) メール送信機能

メール送信機能は、次による。

- 1) 職員1名につき、2つのメールアドレスを登録できるものとする。
- 2) 2つのメールアドレスへ同時に送信処理が可能なものとする。
- 3) 家族情報及び家族のメールアドレスの事前登録は、職員本人が行うものとする。
- 4) 家族のメールアドレスは家族1人あたり一つとする。
- 5) 災害発生等により、ネットワークが混雑している場合でも、携帯電話会社（キャリア）で制限されることなく契約の相手方から携帯電話会社へメールが送信されるものとする。
- 6) 契約の相手方と主な携帯電話会社（Docomo、AU、Softbank）の間で輻輳規制を受けず、特定接続が行われているものとする。

d) 災害の事象管理

災害の事象管理は、次による。

- 1) 同時期に複数の災害が発生した場合、複数災害事象として同時に管理ができ、各々の災害事象ごとに安否確認が行えるものとする。

- 2) 大規模地震が発生した場合、余震については契約相手方の基準の下で、本震とした一つの事象として管理し集計が可能なものとする。
- 3) 大規模地震が発生した場合、気象庁発表情報を元に、単にシステムの安否確認メールを送信するのではなく、誤報情報か否か等の情報の正確性を判断するための人による判断を行い、安否確認メールを送信できる仕組みであること。

e) システム管理者から操作できる機能

システム管理者から操作できる機能は、次による。

- 1) Web（PC、携帯電話）から安否確認の回答状況の確認集計が可能であること。この際、報告状況、報告推移、報告デバイスがグラフ集計されること。
- 2) 管理者が能動的に安否確認の報告メールを送信可能であること。送信対象は任意に設定される組織単位や、利用者の都道府県単位で設定できること。
- 3) システム管理者用の操作端末を限定しない（自宅PC等からの操作も可能）こと。
- 4) 送信の再送回数・間隔の設定が可能なこと。
- 5) 災害時の利用以外に緊急連絡網として、管理者が設問・回答を任意に作成し、対象者を設定し、メール送信・集計可能であること。この場合の送信対象者は、任意に設定される組織や個人あてに送信できること。
- 6) メッセージの送信を実施できる管理者、データのメンテナンスを行う管理者などの管理者の権限種別を設定ができること。
- 7) Web（PC）から組織情報、ユーザー情報をメンテナンスできることとし、メンテナンスは、CSVファイルのアップロードにより、一括で登録・変更・削除が可能であること。また、ユーザー（利用者）が登録した個人情報（メールアドレス等）は、管理者は閲覧できないこと。
- 8) ユーザー（利用者）が登録した個人情報（連絡先、パスワード等）を更新しない制御が可能であること。
- 9) メッセージの送受信及び回答状況の確認、個人情報のメンテナンスにおけるデータの送受信は秘匿性の高い方法を用いること。
- 10) 簡易な操作により、安否確認が返信されていない職員に対して、再度メールの送信電話の発信ができること。
- 11) 未返答職員に代わり、代行して上席者などが代行登録できる機能を有すること。
- 12) 連絡先の未登録ユーザー及び無効アドレスを抽出する機能を有すること。
- 13) 携帯電話メールアドレスについては、実際のメールを送信することなく、無効アドレスの確認とレポートが月1回できる機能を有すること。
- 14) 携帯電話のGPS機能で報告された現在地位置情報を表示可能であること。

f) その他の機能

その他の機能は、次による。

- 1) 本機能での情報は家族内でのみ共有するもので、他の者が閲覧することが出来ないこと。ただし、以下 5 に示すシステム導入先の中で、大規模災害時、管理者が職員の安否確認と同時に、家族の安否確認状況を、家族からの報告内容を直接把握する必要がある導入先がある。この場合、請負者から職員に安否確認メールを送信すると同時に、当該家族にも安否確認メールを送信し、さらに、職員の安否確認報告内容の一覧表と同時に、各職員に紐づいた家族の安否報告数値や内容を表示できる機能を提供可能とすること。どのシステム導入先が必要かは、請負先と運用設計する段階で決定するものとする。
- 2) 掲示板機能が設定でき、緊急時に職員への情報提供が可能であること。
- 3) 気象庁発表の「特別警報」が発令された場合、特定の管理者へメールで連絡を行える

こと。

- 4) 特定の管理者へ、月 1 回の訓練メールを送信すること。
- 5) 利用者機能、管理者機能とも英語対応ができること。また、英語版マニュアルも提供可能なこと。

3 システムのメンテナンス

システムのメンテナンスについては、次によるものとする。

- a) サーバ機器及びサーバ等で使用している OS 等について、機器の買い換え、OS 等のバージョンアップ及びアップデートに要する費用、その他メンテナンスに要する費用は、契約金額に含むものとし、一切の費用は請求しないものとする。
- b) 本システムの導入先のシステム（データベース）毎に、データメンテナンスが可能なこと。
- c) 月に一度、指定した特定のシステム管理者宛に災害通知メールを送信し、正常にメールが受信されていることを確認すること。

4 システムインフラ

システムインフラは、契約の相手方の保有する施設内とするほか、次による。

- a) 以下 5 に示すシステム導入先ごとに、本仕様書に示す機能を独立したシステム、データベースとして管理・運用が可能であること。ただし、各独立したシステムの状況を統合的な状況把握が必要な場合、詳細情報閲覧等の権限を有し、共通した災害や訓練に際し統合的な集計が可能であること。
- b) システムインフラは、日本国内において複数の拠点に分配配置されており、1 箇所は首都圏以外に配置しているものとする。
- c) システムインフラの相互拠点間は、約 300 k m 以上離れているものとする。
- d) システムインフラは、冗長構成を図り、故障によるシステム停止を回避しているものとする。
- e) システムインフラは、耐震対策、セキュリティ対策が図られたデータセンターに設置しているものとする。
- f) 継続的にシステムが拡張できる構造を有するものとする。
- g) システムを構成する設備、回線等は請負者の資産であること。

なお、電話、Web 等を用いた各ユーザー側からの送信に要する通信費用、システム側から送信される携帯メールの受信料及びシステム接続のためのインターネット通信料は、本件提供サービスの費用に含まない。

5 システム導入先と利用者数等

- a) システム導入先は、表 1 による。なお、最大数の候補であり、請負者と運用設計段階の調整で変更可能とすること。
- b) 利用者数は約 20,500 名。なお、概ねの数値であり、運用設計段階で変更が可能であること。
- c) システム管理者数については、今後の調整による。

表 1－システム導入先

	導入先機関等
1	本省内部部局
2	情報本部
3	防衛監察本部
4	防衛研究所
5	防衛装備庁

6 運用・保守

- a) システムは24時間365日運用可能な体制であること。
- b) 管理者からの故障申告、問い合わせ等を電話及びメールにて24時間365日受付可能な体制で運用していること。
- c) サービス運用部門において、情報セキュリティに関する認証（ISMS／BS7799等）を取得し、そのポリシーに則った運用を行っていること。

7 提出書類

提出書類は、表 2 による。

表 2－提出書類

名 称	部数	提出先	注 記
安否確認システム取扱い説明書	1	内部部局	1) 本システムの操作方法について、PCから操作する方法及び携帯電話を使用する方法等について容易に操作ができるものとする。 2) 製本、CD-Rまたは、ダウンロードが可能な方法で提供するものとする。

安否確認システム取扱い説明書は、利用する職員等に対して、契約相手方に許可なく、複製配布できるものとする。

8 導入時教育

本システムの円滑な利用を図るため、管理者に対するデータ登録方法、および操作方法の説明会を導入後、官側との調整により複数回実施するものとする。

9 情報の保全

情報の保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。
- b) 事前に個人情報を登録することから、情報管理が徹底されており、個人情報の閲覧はID・パスワード等の入力が必要とし、基本的には個人のみしかできないものとする。
- c) サービス終了後には、登録された個人情報について、完全に廃棄するものとする。
- d) 個人情報の取扱いについて、契約の相手方は、プライバシーマークの認定事業者であるものとする。

- e) 情報等の複写は原則禁止とする。
但し、事前に書面にて発注者の許可を得た場合についてはこの限りでない。
- f) 個人情報の保護に関する法律を遵守するものとする。
- g) 請負者は、請負者に対して、情報の漏洩、改ざん、消去等の防止を目的として適切なセキュリティに関する教育を実施するものとする。
- h) 情報の漏洩、改ざん、消去等が発生した場合及び安否確認システムの障害が発生した場合には、その内容の調査、影響範囲、復旧等について報告するものとする。
- i) 請負者が機密情報を外部に漏洩し、または外部に持ち出したこと等に起因して、当省、各関係機関が損害を被った場合には、当省は請負者に対して損害賠償を請求し、かつ、発注者が適当と考える必要な措置を取ることを請求できる権利を有するものとする。
- j) 他の業者へ再委託しないこととする。

10 官側の支援

契約の相手方は、官側の支援が必要な場合には、支出負担行為担当官等を通じて、調達要求元に支援を求めることができるものとする。

11 仕様書に関する疑義

この仕様書について疑義のある場合は、支出負担行為担当官等と協議するものとする。

12 検査

本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が実施する。

13 契約相手方の要件

- a) 官公庁、民間企業を対象とし、利用者数が4,000名以上の類似システムの運用実績があること。
- b) 官公庁、民間企業を対象とした類似システムの運用実績が3年以上あること。

14 その他

- a) システムから送信されるメール及び電話の回線使用料、通信料及び通話料を契約金額に含むものとする。
- b) 携帯電話の利用については、初期のメールアドレスなど個人情報を登録する場合を除き、SSL対応機種の仕様を問わないものとする。